

### 国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していない)にも加入できる場合があります。加入している健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内

に国保医療課に届け出て下さい。  
\* \* \* \* \*  
加入手続きが遅れると  
届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。  
交通事故にあった時も  
届出を  
交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出て下さい。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけます(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。  
国保医療課国保係(☎9833・2962)

|         | 届け出が必要なとき              | 届け出に必要なもの                |
|---------|------------------------|--------------------------|
| 加入の手続き  | 1. 八幡市に転入したとき          | 印かん、転出証明書                |
|         | 2. 子どもが生まれたとき          | 印かん、国民健康保険証、母子健康手帳       |
|         | 3. 他の健康保険等を脱退したとき      | 印かん、健康保険等の脱退証明書          |
|         | 4. 生活保護が廃止されたとき        | 印かん、保護廃止決定通知書            |
| 脱退の手続き  | 1. 八幡市から転出するとき         | 印かん、国民健康保険証              |
|         | 2. 家族が死亡したとき           | 印かん、国民健康保険証、死亡を証明するもの    |
|         | 3. 他の健康保険等に加入したとき      | 印かん、国民健康保険証、新しい健康保険証     |
|         | 4. 生活保護を受けるようになったとき    | 印かん、国民健康保険証、保護開始決定通知書    |
| その他の手続き | 1. 市内での転居、氏名変更、世帯主変更   | 印かん、国民健康保険証              |
|         | 2. 保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき | 印かん、国民健康保険証または本人確認のできるもの |
|         | 3. 修学のため、家族が他の市町村に住むとき | 印かん、国民健康保険証、在学証明書        |

※届け出には個人番号(マイナンバー)の記入が必要になりますので、個人番号カード、または個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)をご提示ください。代理人は、委任状と本人確認のできるものが必要です。

国民健康保険限度額  
適用認定証の更新は8月に  
8月から有効の限度額適用認定証

の申請は、8月1日(木)から受付します。8月中に申請していただくと、8月1日(木)から有効の限度額適用認定証を交付します。

### 市税・国民健康保険料の納付を

市税(料)は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に納付してください。

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。各税の納期ごとにござわざと出向くことなく、納め忘れもありません。▽申し込み 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または税務課収納係で行うことができます。


※ゆうちょ銀行の場合は、税務課収納係で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。  
※口座振替申込書を自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに税務課収納係までご連絡ください。  
▽口座振替の開始時期 7月16日(火)までに手続きすると、8月末が納期の市・府民税(第2期分)、国民健康保険料(第3期分)から、また8月15日(木)までなら9月が納期の固定資産税・都市計画税(第3期分)から振替ができます。  
△口座振替ができる税目等  
市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、自動車税、国民健康保険料、市税取扱金融機関等、詳しくは税務課収納係(☎983・2481)へ

### コンビニで税の証明が取得できます

マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明等に加え、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニエンスストア等で取得できます。マイナンバーカードを申請のうえ、ぜひご利用ください。  
▼取得できる税の証明書  
平成31(令和元)年度の所得証明書、課税(非課税)証明書(平成30年1月~12月の所得にかかる証明書)  
▼利用できるコンビニ等  
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ等の各コンビニの店舗や一部のショッピングセンターでコンビニ交付対応のマルチコピー機が設置されている全国のコンビニ等

※証明書には平成31年度と記載されます。  
▼利用できる人  
利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの人※利用の際は、利用者証明用電子証明書の暗証番号(マイナンバーカードを受領する際に設定した4桁の暗証番号)が必要です。  
▼利用できるコンビニ等  
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ等の各コンビニの店舗や一部のショッピングセンターでコンビニ交付対応のマルチコピー機が設置されている全国のコンビニ等

高齢者の皆さん！  
涼やかスポットを  
ご利用ください



過度な節電による熱中症を防ぐため、冷房の効いた涼やかなスポットとして、高齢者の皆さんなどに開放します。暑さをしのぐ場所としてご利用ください。

実施日時 9月30日(月)

実施施設  
▼デイサービスセンターやまぼと  
▼地域包括ケア複合施設 YMBT 特別養護老人ホーム京都八勝館 特別養護老人ホーム有智の郷  
▼ケアハウスポロ21 介護老人保健施設石清水 介護老人保健施設梨の里 社会福祉協議会  
▼高齢介護課(☎983・5471)

### 男女共同参画プラン懇話会 委員を募集

男女共同参画プラン懇話会の委員を募集します。委員の皆さんには、「八幡市男女共同参画プラン(仮称：るーぷ計画Ⅲ)」の策定を行うため、プランに関する審議や男女共同参画に関するご意見をいただきます。

▽対象 市内に在住・在勤・在学者(18歳から概ね70歳)で、平日(令和元年度、2年度に各2回程度)の会議に出席できる人。  
※市の他の審議会等の市民公募委員、国、地方公共団体の議員または常勤の公務員は対象外です。  
▽募集人数 2人程度(報酬あり)

▽募集期間 7月1日(月)~7月19日(金)  
▽応募方法 応募用紙に住所、氏名、応募の動機(200字程度)等を記入し、人権啓発課へ提出してください(郵送・FAX・電子メール可)。※応募用紙は人権啓発課や市役所の総合案内、市民図書館等にあり(市ホームページからも入手可)。  
☎・☎人権啓発課(〒614-8073 八幡軸63番地 八幡人権・交流センター内) ☎981-3127、FAX 983-4545、Eメール jinken@mb.city.yawata.kyoto.jp

### 住宅の耐震改修工事で固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1または3分の2相当額を減額します。

【減額される要件】  
▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。  
▽令和2年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるための改修工事を行い、費用の合計が50万円を超えるものであること。

【減額の期間】  
改修工事が完了した年の翌年度から、次のとおり家屋に係る固定資産税額を減額します。  
・令和2年3月31日までに改修工事が完了…1年間  
・通行障害既存耐震不適格建築物に該当する家屋の改修工事が完了…2年間

【減額する額】  
改修した家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の2分の1相当額。なお、平成29年4月1日以降に改修を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の3分の2相当額。

【手続き】  
改修工事後3カ月以内に、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保(かしたんぼ)責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し、申請してください。なお、認定長期優良住宅に該当する場合は、「認定通知書(写し)」も必要となります。  
※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。  
☆耐震改修軽減は、熱損失防止改修軽減またはバリアフリー改修軽減との併用はできません。  
☆他にも、「バリアフリー改修」や「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくは、お問い合わせください。  
☎税務課資産税係(☎983-2480)